

事務連絡
令和4年4月7日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

地方自治体及び民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組
について（周知・推奨依頼）

地方自治体及び民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組については、令和4年3月11日付事務連絡（別紙）により、「地方自治体及び民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」（令和4年3月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会中間とりまとめ。以下「中間とりまとめ」という。）の周知を依頼したところです。

今後、若者を含めワクチン3回目接種をさらに促進するとともに、安全・安心を高めながら社会経済活動を回復・継続するために、日常生活の様々な場面・場所において、ワクチン接種歴や検査結果を確認する取組を一層進めていく必要があります。

については、改めて、中間とりまとめを関係団体へ周知いただくとともに、地方自治体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組を推奨いただくようお願いします。

特に、中間とりまとめでは、「国の基本的対処方針で定めている行動制限を緩和するものではないことに留意」としておりますが、現在、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県において地域の実情を踏まえて行われている会食人数等の要請又は働きかけは、これには該当しませんので、ワクチン3回目接種や検査結果を確認することにより、都道府県の判断で緩和することも可能です。ワクチン3回目接種をさらに促進する観点から、ご活用いただきますようお願いいたします。